AMT/NEWSLETTER
China Legal Update

2026 年 11 月 26 日

対外投資管理弁法

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂
弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆
弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

Ⅰ. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

Ⅱ. Lawyer's Eye

国家発展改革委員会「対外投資管理弁法」の概要と日本企業への実務的影響
日本弁護士 横井 傑
上海オフィス顧問 繆 媛媛

Ⅲ. 中国法令アップデート

・対外投資管理弁法 ←今号の注目法令
・AI 技術の発展への適応及び雇用友好型発展方式の構築支援に関する意見
・越境投資・資金調達の円滑化政策追加改善事項に関する通知(意見募集稿)
・食品安全法(改正草案意見募集稿)
・中国の営業秘密の保護に関する特別規定(意見募集稿)←今号の注目法令

Ⅰ. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座（オンラインセミナー）を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次のとおり開催されました。

第 49 回（中国メインランド）
日時：2026 年 9 月 17 日（木）
「中国投資規制の落とし穴－中国への投資・中国からの投資・撤退まで」
講師：パートナー弁護士　横井 傑
　　スペシャル・カウンセル　繆 媛媛

第 50 回（中国メインランド）
日時：2026 年 10 月 15 日（木）
「中国ビジネスの「守り」を再考する ―「個人」への責任追及と「国境」を越える規制にどう向き合うか―」
講師：パートナー、中国弁護士　屠 錦寧

第 50 回（中国メインランド）
日時：2026 年 11 月 19 日（木）
「中国における交渉の極意」
講師：パートナー、弁護士　射手矢 好雄

II. Lawyer's Eye

国家発展改革委員会「対外投資管理弁法」の概要と日本企業への実務的影響

日本弁護士　横井　傑
上海オフィス顧問　繆　媛媛

1. 改正の背景と新制度の位置付け

中国国家発展改革委員会（以下「NDRC」という。）は、2026 年 10 月 16 日付で「対外投資管理弁法」（国家発展改革委員会令 2026 年第 49 号。以下「49 号令」という。）を公布した（NDRC ウェブサイトでの公表は同月 22 日）。49 号令は同年 12 月 1 日に施行される予定であり、2017 年制定の「企業域外投資管理弁法」（国家発展改革委員会令 2017 年第 11 号。以下「旧 11 号令」という。）は同日廃止される。

49 号令は、認可・届出の基本構造について旧 11 号令の仕組みを維持しており、機微な対外投資を NDRC の認可事項とし、非機微の直接投資は投資者の属性と中国側投資額に応じた届出事項とする仕組みを維持している。

他方で、49 号令は、2026 年 7 月 1 日施行の「国務院の対外投資に関する規定」（国務院令第 837 号。以下「837 号令」という。）が定める「投資者」及び「対外投資」の枠組みを踏まえて、制度をより具体化し、報告制度を拡充し、法的責任を強化している。以下重要なポイントについて概説する。

2. 49 号令における「投資者」及び「対外投資」の範囲

（1）中国国内で設立された外商投資企業も投資者となる

49 号令が適用されるのは中国国内の投資者による対外投資であり、日本企業が日本から行う投資自体に適用されるわけではない。一方、日本企業が出資する中国子会社や合弁会社は、中国国内で設立された会社である以上、国外投資を行う場合は 49 号令上の投資者となるので留意が必要である。

対外投資には、国外企業の新設・追加出資、持分・資産の取得、国外ファンドへの出資のほか、契約・信託等を通じた国外企業・資産の支配や国外再投資も含まれる（49 号令 2 条）。通常の商品売買・サービス提供等の日常的な営業取引は、それだけで直ちに対外投資となるものではない。

（2）「支配」は持株比率のみが基準となるわけではなく、実質的に判断される

対外投資は、「投資家が資産、権益を投入し、又は融資、担保を提供する等の方式により、域外企業、資産等の…支配権…その他の関連権益を直接又は間接に取得する活動をいう。」（49 号令 2 条）。

ここでいう「支配」は、議決権の 2 分の 1 以上を直接又は間接に保有する場合に加えて、持株割合が 2 分の 1 未満でも経営、財務、人事、技術等の重要事項を支配できる場合を含んでおり（同 2 条）、判断は実質基準が採用されている（同 71 条）。そのため、「支配」の有無を判断するためには、株式保有比率だけではなく、合弁契約・定款・株主間契約の内容、董事の指名権、予算・事業計画の承認権、主要役員の選解任権及び重要事項に対する拒否権等を確認する必要がある。

ただし、少数株主保護のための通常の拒否権が直ちに支配を意味するわけではなく、権利の対象・範囲や他の権限との組み合わせに応じて判断することとなる。

（3）中国側投資額にはデータ等も含まれる

中国側投資額とは、中国の投資者が投入する貨幣、有価証券、実物、技術、データ、知的財産、株式、債権等の資産・権益、及び提供する融資・担保の総額をいう（同 11 条）。ここで旧 11 号令とは異なり、「データ」が明記された点

が注目に値するが、他方で、あらゆるデータの越境移転が対外投資となるわけではないことには留意されたい。

また、中国側投資額の算定に際しては、投資者が支配する国外企業その他組織による資産・権益の投入や融資・担保の提供も、投資者自身による投入とあわせて評価される点にも留意が必要である。

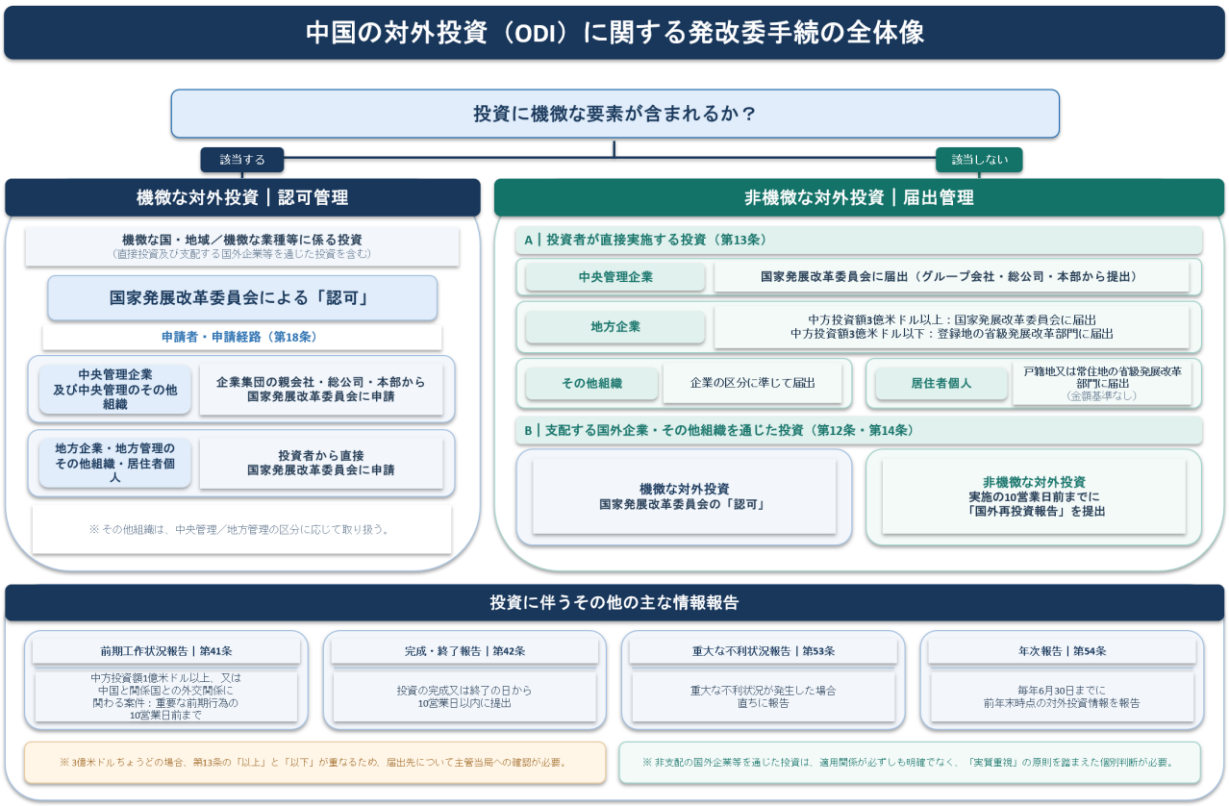
(4)「居住者個人」はどのような個人を意味するか

49 号令は、居住者個人を投資者として明文で規定した。旧 11 号令では、居住者個人が自己名義で直接国外投資を行う場合の一般的な認可・届出ルートは明確に位置付けられていなかったが、49 号令 13 条は、居住者個人による非機微な直接投資について、投資額を問わず、本人の戸籍所在地又は経常居住地の省級発展改革部門への届出を求めている。また機微な対外投資は、個人であっても NDRC の認可対象となる。

もっとも、49 号令は「居住者個人」の具体的な定義を置いていない。この点、外貨管理分野では、国家外貨管理局が 2014 年に公布した「中国国内の居住者が特殊目的会社を通じて行う国外投融資及び中国国内への還流投資に関する外貨管理問題についての通知」(匯発〔2014〕37 号。以下「37 号文」という。)が特殊目的会社を通じた国外投融資及び中国国内への還流投資に関する外貨管理制度を定めており、「中国国内の居住者個人」には、中国の居民身分証、軍人身分証又は武装警察身分証を保有する中国公民のほか、中国国内の適法な身分証明書を有しないものの経済的利益関係により中国国内に習慣的に居住する境外個人が含まれると規定している(37 号文 1 条)。特に、中国公民がたとえ中国国外に長期居住している場合であっても必ずしも対象外とはならない点や、中国公民ではないが中国国内に習慣的に居住する者を含む点は、49 号令における居住者個人の範囲を解釈するに際して参考になる。もっとも、当然ながら必ずしも 37 号文と同一の解釈になるわけではないため、今後の立法動向に注目しつつ、あわせて NDRC の運用も確認されたい。

3. 49 号令に基づく認可・届出・報告制度の全体像

投資者が対外投資を行う場合の手続きの概要は、以下のとおりである。



機微な対外投資には、NDRC の認可が必要であるところ、機微な国・地域又は機微な業種に関わるものが含まれ、投資者による直接投資だけでなく、投資者が支配する国外企業等を通じた投資も含まれる(49 号令 12 条)。機微な国・地域

には、中国と外交関係を樹立していない国・地域、戦争・内乱等が発生している国・地域、国際条約・協定等に基づき投資が制限される国・地域等が含まれる。また、機微な業種には、武器装備の研究開発・生産・修理、国境を越える水資源の開発・利用、報道・メディア等が含まれる。日本は中国と外交関係を有するため、国交がないことを理由とする機微な国・地域には該当しないが、投資対象の業種その他の事情によっては認可が必要となり得る点に留意が必要である。

非機微な対外投資は届出が必要となる（同 13 条）。中央管理企業は NDRC、地方企業は中国側投資額に応じて NDRC 又は登録地の省級発展改革部門に届出を行う。また、その他の組織は企業に準じ、居住者個人は金額を問わず戸籍所在地又は経常居住地の省級発展改革部門に届け出る必要がある。

なお、49 号令 13 条は、地方企業の届出基準として、「3 億米ドル以上」と「3 億米ドル以下」の 2 つの基準を規定しており、ちょうど 3 億米ドルとなる案件の解釈が条文上不明であるため、該当する案件を担当する場合には所管機関への確認を要する。

投資者が支配する国外企業・その他組織を通じて非機微な対外投資を行う場合は、実施の 10 営業日前までに国外再投資報告で足りる（同 14 条）。他方で、投資者が支配する国外企業等を通じて機微な対外投資は認可対象となる。国外再投資報告は、NDRC による監督管理措置につながり得るため、該当する投資のスケジューリングをする場合には日程に織り込む必要がある。

4. 旧 11 号令からの主な変更点

本項では、49 号令における旧 11 号令からの主要な変更点をまとめる。

（1）投資者・投資行為の範囲が拡大

旧 11 号令は、原則として中国国内企業を投資主体とし、非企業組織は参照適用としていたほか、居住者個人による直接投資は一般的な認可・届出制度上明確に位置付けられていなかった。これに対し、49 号令は企業、その他組織及び居住者個人を投資者として明文で規定し、投資者の範囲を拡大した。また、国外再投資を対外投資の定義に明示的に含め、中国側投資額の算定対象にデータを追加した（第 2 条、第 11 条）。

（2）国外再投資報告の金額基準撤廃・提出時期の明確化

旧 11 号令 14 条は、支配する国外企業を通じての中国側投資額 3 億米ドル以上の非機微案件について、実施前の報告を求めていた。49 号令 14 条は、金額基準を撤廃し、支配する国外企業等を通じた非機微な対外投資全般について、実施の 10 営業日前までの報告を義務付ける。

ただし、報告対象は投資者が「支配する」国外企業等を通じた投資に限られ、中国の投資者が出資しているだけで支配していない国外関連会社の投資まで対象となるわけではない点には留意されたい。

（3）重要な前期作業に関する報告制度

49 号令 41 条は、中国側投資額 1 億米ドル以上の案件又は中国と関係国との外交関係に関わる案件について、重要な前期作業を行う 10 営業日前までに前期工作状況報告を提出する制度を新設した。重要な前期作業には、外国政府への投資約束や投資協議等の締結が含まれるため、投資実施前だけでなく、政府へのコミットメントや契約締結の段階から報告要否を確認する必要がある。

（4）投資後の報告義務の拡充

49 号令では、投資の完成又は終了から 10 営業日以内の報告（49 号令 42 条）、重大な不利事象が生じた場合に「直ちに」行う報告（同 53 条）、毎年 6 月 30 日までの年度報告（同 54 条）が規定され、報告義務が拡充された。重大な不利事象には、派遣人員の重大な死傷、国外資産の重大な損失、中国と関係国との外交関係を損なう事態のほ

か、外国側から技術・データの提供又は投資関連資産・権益の譲渡・処分を求められ、それにより中国の国家利益・国家安全が脅かされ又は損なわれる場合が含まれる。

(5)届出審査・変更手続の整備

49 号令では、以下のとおり届出審査・変更手続が整備された。

- 届出者は、必要に応じて関係部門への意見照会や専門機関による評価ができる
- 認可・届出済み事項につき、投資者の増減、投資場所の重大な変更、主要な内容・規模の重大な変更、中国側投資額の変動幅が当初金額の 20%以上となる場合又は中国側投資額が 1 億米ドル以上変動する場合等には、事前に変更手続を完了させる必要がある

(6)法的責任の強化

49 号令では、以下のとおり法的責任も強化されている。

- 国家が禁止する対外投資には、投資活動の停止、株式・資産の処分、違法所得の没収等が命じられ、違反には中国側投資額の 5‰以上 10‰以下の過料が科される(49 号令 59 条)。
- 無認可・無届出での投資、虚偽資料による申請、不正な認可・届出取得も、是正命令、取消し、過料等の対象となり、違反の内容によっては申請の不受理や対外投資の禁止もあり得る(同 60 条～62 条)。
- 情報報告義務違反には、是正命令のほか、情状が重い場合又は期限内に是正しない場合には警告・通報批評の対象となる(同 63 条)。
- また、NDRC は、国外で差別的措置等により権利を侵害された投資者の要請に応じ、関係する外国組織・個人の中国国内での投資や取引・協力を禁止・制限する措置等を講じることができる(同 55 条)。

5. 日本企業が留意すべき実務上のポイント

(1)中国企業等から出資・買収を受ける場合

日本企業は、中国企業等から出資をうける場合又は株式譲渡の買主に中国企業等がいる場合、中国側投資者に、49 号令上の認可・届出等が必要となるかを確認する必要がある。これらの手続義務を負うのは基本的には中国側投資者であって日本企業ではないが、取引の可否やスケジュールを大きく左右し得る要素といえる。

手続の要否は、投資者の属性と出資経路により異なる。中国国内の投資者による直接出資では 49 号令 12 条又は 13 条の認可・届出が問題となり、中国企業が支配する香港等の国外持株会社を経由する投資の場合は、同 14 条の国外再投資報告が必要となり得る(香港等への投資及びその支配下企業を通じた投資については第 72 条も参照)。

したがって日本企業は、交渉初期に、中国側投資者の属性、出資経路、投資の機微該当性、中国側投資額及び必要手続を確認し、必要な認可・届出等の完了をクロージング条件や当事者の協力義務に反映することが望ましい。手続の遅延に備え、ロングストップ・デート及びその延長条件も定めておくべきである。

(2)中国資本と日本資本が日本国内で合弁会社を設立する場合

中国企業と日本企業が日本国内に合弁会社を設立する場合、中国企業による当該日本法人への出資自体が対外投資となる。株式・持分の取得そのものが投資行為に当たるため、中国側による支配の有無、持株比率の大小にかかわらず、49 号令 12 条又は 13 条に基づく認可・届出の要否を確認する必要がある。

また、合弁会社の設立後、日本国内又は第三国でさらに子会社設立、企業・資産の買収、既存子会社への増資等の再投資をする場合、中国側投資者が当該日本合弁会社の支配権を有していれば、非機微な対外投資は実施の 10 営業日前までの国外再投資報告、機微な対外投資は認可の対象となり得る。合弁会社による日本国内での子会社設立であっても、中国から見れば国外企業を通じた国外再投資となる点には留意が必要である。また、中国側投資者が支配する日本合弁会社が中国国内に投資する場合も、中国国内への還流投資に関する報告対象となり得る(同

14 条 2 項）。

注意を要する点として、初回出資とその後の再投資とでは判断基準が異なる点が挙げられる。初回出資は株式取得自体が対外投資に当たり、中国側投資者の支配の有無は要件ではない。一方、その後の再投資の場合は、中国側投資者が日本合弁会社を支配しているか否かが重要となる。

（3）日本側株主が合弁契約・定款で確認すべき事項

日本側株主は、取締役会・株主総会の構成、決議要件、留保事項、予算・事業計画の承認、主要役員の指名・解任等が、中国側に実質的な支配権を与えるかを確認すべきである。少数株主保護のための防御的拒否権と、重要事項を実質的に決定できる権限を区別し、事業運営上の必要性も踏まえて設計する必要がある。

また、合弁契約では、日本国内を含む新会社設立、第三国投資、企業買収、国外子会社への追加出資、中国国内への還流投資及び重要資産の処分について、事前通知・協議、情報提供及び中国側の認可・届出・報告の担当を定めておくことが考えられる。中国側投資者が日本合弁会社を支配する場合、同社にもガバナンス、コンプライアンス、内部統制、安全生産及び突発事態対応等の体制整備が求められる（49 号令 51 条）。

さらに、外国側から技術・データの提供又は投資関連資産・権益の譲渡・処分を求められ、それにより中国の国家利益・国家安全が脅かされ又は損なわれる場合、中国側投資者は重大な不利事象を直ちに報告する必要がある（同 53 条）。日本本社への技術・データ提供が直ちに報告対象となるわけではないが、情報提供の内容・経緯によっては中国側で報告要否の検討が必要となる。日本側の秘密保持、個人情報保護、技術輸出及びデータ移転規制との調整も必要である。

6. 施行前後の案件及び他制度との関係

49 号令には詳細な経過措置が設けられていない。施行日前に旧 11 号令に基づく認可・届出を受け、既に実施した投資については、49 号令の施行のみを理由に一律に再申請が必要となるわけではないと考えられる。他方で、施行日後に実施する新規投資、国外子会社による追加投資、中国国内への還流投資及び認可・届出事項の重要変更については、新制度上の手続の要否を確認する必要がある。

特に、施行日前に投資契約を締結していても、資産・権益の投入、融資又は担保の提供が施行日後となる場合は、49 号令上の「実施」の定義を踏まえた検討が必要である。また、一定の大型案件等では、投資契約の締結自体が重要な前期作業に該当し、当該行為の 10 営業日前までに必要となる可能性がある。既存投資に関する初回年度報告（2027 年 6 月 30 日まで）の対象範囲についても、今後公表される申請様式・記入ガイド等を確認すべきである。

日本側でも、投資者の属性、投資対象及び業種等に応じて、外国為替及び外国貿易法に基づく対内直接投資審査等が問題となる場合がある。中国側の対外投資手続とは別個に、日本側の規制の適用関係を確認する必要がある。

7. おわりに

以上のとおり、49 号令は、直接には中国企業等による対外投資を規律するルールであるが、日本企業が出資を受け入れる場合など一定の場合には留意すべき規定である。投資取引の実施可能性やスケジュールに大きな影響を与えうるため、取引の検討の際には念頭におく必要がある。

III. 中国法令アップデート（主に 2026 年 10 月 1 日～10 月 30 日の法令を対象）

最新中国法令の解説

今号の注目法令としては、まず、2026 年 12 月 1 日から施行される「**対外投資管理弁法**」が挙げられる。同弁法は、中国企業による海外投資に関する管理制度を定めるものであり、中国からの対外投資に関わる日系企業にとっても重要な法令である。今号の Lawyer's Eye では、同弁法の内容及び実務上の留意点について詳しく解説しているので、ぜひご参照ください。

また、もう一つの注目法令として、「**中国の営業秘密の保護に関する特別規定（意見募集稿）**」が挙げられる。近年、NVIDIA をめぐる営業秘密の流出問題などに象徴されるように、先端技術に関する営業秘密の保護は、企業間の問題にとどまらず、国家の経済安全保障にも直結する重要な課題となっている。今回の意見募集稿は、外国の企業・組織・個人による中国の営業秘密の侵害行為について、国家安全等の観点から貿易制限や入国禁止等の制裁を可能とするものであり、従来の営業秘密保護規制とは異なるアプローチとして注目される。今後の正式な規定の制定及び運用の動向を注視する必要がある。

このほか、AI 技術の発展に伴う雇用への影響に対応するための政策文書も公表された。AI の活用による生産性向上と雇用の維持・創出をいかに両立させるかという課題は、中国に限らず各国共通のものであり、今後の具体的な施策の展開が注目される。

弊事務所では対外投資管理弁法の全訳を作成しているので、ご入り用の方はニュースレターアドレスまでご連絡ください。

執筆担当：日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

＜貿易・税関＞

対外投資管理弁法

[ポイント] 発展改革委員会は、国務院の対外投資に関する規定（国務院令第 837 号、2026 年 7 月 1 日施行）が定める対外投資規制の枠組みを基礎として、制度をより具体化し、報告制度を拡充し、法的責任を強化する対外投資管理弁法を制定した。2017 年制定の「企業域外投資管理弁法」（国家発展改革委員会令 2017 年第 11 号）は、同弁法の施行と同日廃止される。詳細は、本号の Lawyer's Eye を参照されたい。

[原文] 对外投资管理办法（国家发展和改革委员会令〔2026〕49 号）

[公布／公表機関] 国家発展改革委員会（国家发展和改革委员会）

2026 年 10 月 16 日公布、2026 年 12 月 1 日施行

執筆担当：日本弁護士 横井 傑 /上海オフィス顧問 繆 媛媛

＜社会法＞

AI 技術の発展への適応及び雇用友好型発展方式の構築支援に関する意見

[ポイント] 国務院弁公庁は、2026 年 10 月 16 日付で「AI 技術の発展への適応及び雇用友好型発展方式の構築支援に関する意見」（以下「本意見」という。）を発出し、同月 23 日に公表した。「雇用友好型発展方式」とは、雇用を生み出す力が強く、雇用の質の向上と拡大に資する発展方式をいい、2024 年 5 月に習近平総書記が構築を提起した概念である。

本意見は、6 分野 18 項目の任務を定める政策文書であり、AI による雇用創出を強化しつつ、AI による雇用の代替の影響を緩和することを目的とする。本意見は罰則を定めるものではないが、中国子会社で AI を導入して省人化を図る日本企業にも影響し得ると考えられる。本意見のうち、特に重要な点は以下のとおりである。

1. **失業緩衝期制度**

   本意見は、AI をまず人手不足の職場や危険な職場で導入し、労働集約型産業では導入の範囲、強度及びペースを慎重に見極めるものとしている。また、企業に対し、AI を大規模に導入する過程で、影響を受ける労働者に事前に告知し、配置転換や転職を支援する「失業緩衝期制度」の構築を模索するよう奨励している（本意見三（六））。例えば、コールセンターに AI を導入してオペレーターを削減する場合に、猶予期間を設けて事前に告知し、異動や再教育の機会を提供することが想定されていると考えられる。もっとも、同制度は奨励にとどまり、期間や実施方法について全国統一の定めはなく、法的義務ではないと解されている。

2. **就業リスク評価**

   市場参入に係る分野において雇用に大きな影響を及ぼすおそれのある AI 応用プロジェクトについては、審査時に就業リスク評価を併せて実施するものとされた（本意見三（七））。今後、AI を活用した大規模な投資等の際に、当局から雇用への影響の説明を求められる可能性があると考えられる。

3. **人事労務における AI 利用の規範化**

   人事管理分野における AI の利用を規範化し、アルゴリズムの濫用等による就職差別、虚偽の求人、プライバシー権や休息権の侵害等の違法行為を是正するものとされた（本意見六（十三））。例えば、AI による応募書類の選別や勤務状況の自動評価等が関係し得ると考えられる。

本意見は大枠の方向性を示すものであり、具体的な施策は今後、各部門や地方政府で定められると考えられる。中国で AI の導入を検討する日本企業においては、今後の動向を注視されたい。

［原文］关于适应人工智能技术发展助力构建就业友好型发展方式的意见（国办发〔2026〕29 号）

［公布／公表機関］国務院弁公庁（国务院办公厅）

2026 年 10 月 16 日発出、2026 年 10 月 23 日公表

執筆担当：日本弁護士　伊藤　誠悟

草案・意見募集稿等

越境投資・資金調達の円滑化政策追加改善事項に関する通知（意見募集稿）

［ポイント］本意見募集稿は、資本項目の高水準な開放を深化させ、金融による実体経済への支援を強化するため、越境投融資に関する手続等の利便化・最適化を図るものである。その内容は、直接投資 4 項目、越境融資 4 項目、資本項目業務の登記管理 3 項目の計 11 項目で構成されている。

1. **直接投資**

   直接投資では、国内企業が資本項目収入（資本金・外債資金）を、月額 50 万米ドル相当まで直接人民元転して国内の人民元口座へ支払うことを認めることとされた。また、海外企業の日常的な小口経費（家賃・光熱費・人件費・事務費・交通費・税金等）に充てる対外直接投資備用金の送金については、月額 20 万米ドル相当かつ当該国内機関の対外直接投資登記上の送金枠の累計 10%以下であれば備用資金として支弁できるものとされている。同一の海外資金用途について同一銀行拠点で再度送金する場合、銀行は初回取扱いや顧客・取引の把握状況に応じ、審査を省略できるものと規定されている。さらに、後日資料等を補完する旨の承諾書に基づき、審査なしに、海外直接投資額の 20%かつ 500 万米ドルを超えない範囲で先行送金できることも提案された。

2. **越境投資**

   越境融資では、革新型中小企業（製品・技術・経営・ビジネスモデルなどの面で高い革新力を持ち、特定の市場分野に注力し、成長性が高いものとして認定された中小企業）や製造業単項チャンピオン企業（製造業の特定の細分化された分野に注力し、生産技術または工程が国際的に先進的で、単一製品又は生産関連サービス）の市場占有率が世界上位にあるものとして認定された企業）などに対象を広げ、原則 1,000 万米ドル相当までの外債利用を可能にするものと規定している。また、適格とされた外商投資企業による国外関連企業からの借入や、グリーン発展・低炭素転換プロジェクト向けの適格な外債について、マクロプルーデンス方式上の類別リスク換算係数を 0.5 とし、当該借入の上限金額を実質的に拡張することが示されている。さらに、融資リース会社の子会社が自社の外債枠で不足する場合、一定の条件の下で、親会社の未使用外債枠を利用できる制度を全国的に適用することも規定に含まれている。

3. **登記管理**

登記管理では、対外直接投資の登記・変更・抹消を、所属する外貨局省級分局の管轄内にある異地銀行でも行えるようにすることが明記されている。また、国内企業による外債・資本関連の行政許可申請について、国家外貨管理局の管理するプラットフォームにてオンライン申請ができることも規定している。

本意見募集稿に基づく政策が実施されれば、中国での投資・資金調達手続の利便性の向上が望まれる。対象要件や実務手続については、最終的な規定内容が待たれる。

［原文］关于进一步优化跨境投融资便利化政策有关事宜的通知（征求意见稿）

［公布／公表機関］国家外貨管理局（国家外汇管理局）

（意見募集期間：2026 年 10 月 23 日～2026 年 11 月 22 日）

執筆担当：日本弁護士　藤本　博之

食品安全法（改正草案意見募集稿）

[ポイント] 2026 年 10 月 10 日、国家市場監督管理総局は、「中華人民共和国食品安全法（改正草案・意見募集稿）」を公表した。今回の改正案は、食品事業者の食品安全上の主体責任を明確にするとともに、学校給食、ネット食品販売などの重点分野に対する監督管理を強化し、デジタル技術、AI 等を活用した新たな監視体制の構築を図るものである。主な改正内容は以下のとおりである。

1. **食品事業者の主体責任の強化**

食品の生産・販売・飲食サービスを行う企業及びネット食品取引プラットフォーム運営者に対し、食品安全総監及び食品安全管理担当者（食品安全員）の配置を義務付け、その職務、教育訓練及び評価制度を明確にしている。また、食品製造企業には、生産工程の管理記録を作成・保存することを求め、製造過程の透明性とトレーサビリティの向上を図っている。

2. **学校給食及びネット食品販売に対する規制強化**

今回の改正案では、新たに「学校食品安全」及び「ネット食品経営」に関する独立した規定が設けられた。学校食品安全については、校長・園長を第一責任者とし、小中学校及び幼稚園における給食時の教職員による同席制度を法制化している。ネット食品販売については、プラットフォーム運営者、ライブ配信販売事業者、販売担当者それぞれの責任を明確にし、区分に応じた届出管理制度を実施する。ネット飲食店については、調理工程の公開を促す「厨房の見える化（明厨亮灶）」を推進し、消費者の知る権利と選択権を保障している。

3. **AI・デジタル技術を活用した食品安全監督の強化**

食品企業に対し、製造・販売活動の過程における重要なリスク管理箇所に監視設備を設置し、リアルタイムの映像情報を地方の市場監督管理部門の情報システムに接続することを規定した。監督管理当局は IoT による監視や映像の巡回確認など、現場に赴かずに非対面型検査を実施できるようになる。これにより、食品安全リスクの早期発見と監督効率の向上が期待される。

4. **違反行為に対する法的責任の明確化**

違法行為の種類、悪質性、結果に応じて行政処罰の内容と程度を区分する。また、故意による違反や悪質な違反があった場合、又は重大な被害をもたらした場合には、企業だけでなく、関係責任者個人にも処罰を科すなど、個人責任の追及を強化している。さらに、食品安全に関する信用管理制度を整備し、信用を損なった企業に対して、関係部門が連携して制裁を実施する。

今回の改正案は、食品企業の自主管理責任を強化するとともに、ネット販売や学校給食などの重点分野に関する規制を具体化し、デジタル技術を活用した全工程にわたる管理を推進するものである。食品関連企業は、社内の食品安全管理体制、記録保存、映像監視及び責任者の職務分担等について、今後の法改正の動向を注視し、必要な対応を検討することが重要となる。

[原文] 食品安全法（修订草案征求意见稿）

[公布／公表機関]市場監督管理総局（市场监管总局）

（意見募集期間：2026 年 10 月 10 日～2026 年 11 月 10 日）

執筆担当：北京オフィス顧問　李　加弟

中国の営業秘密の保護に関する特別規定（意見募集稿）

［ポイント］営業秘密（商業秘密）の保護に関しては、これまで営業秘密の権利者たる企業の立場で営業秘密を保護する法令として、主に反不正当競争法や 2026 年 6 月 1 日に施行された「営業秘密保護規定」（市場監督管理総局令第 126 号）などの法令が存在した。また、その保護に関する行政機関としては、市場監督管理部門が主として役割を担ってきた。本「中国の営業秘密の保護関する特別規定（意見募集稿）」は、これらの法令とは概念を異にし、国家安全の観点から商務部が中心となって国益の観点での保護を定めるものである。本特別規定が正式に公布された場合には、営業秘密の不正な取得や漏洩が国家の利益に関係する場合には、営業秘密の保有者の意思というよりは国家の意思により処分が行われうることに留意が必要である。

1. 本特別規定（意見募集稿）が公表された背景

営業秘密は、NVIDIA のファン CEO の件に代表されるように、私企業の問題を超えて、今や国益に直結する問題となることもある。営業秘密の保護は各国において経済安全保障の観点から議論され、法的な保護を受けるに至っている。日本には、本特別規定に相当する法令は見当たらないが、米国には、2022 年保護米国知的財産法（PAIPA：Protecting American Intellectual Property Act）が存在する。同法は、米国の個人や企業の営業秘密を不正に取得した外国の組織や個人を特定し、大統領が直接サンクション（経済制裁）を科す仕組みを定めた連邦法である。中国で本特別規定が出現した背景には、営業秘密を巡る国家間の摩擦の中で、企業の私益を超えて国益に着目する国際的な流れがある。

2. 本特別規定（意見募集稿）の内容

(1) 本法は、対外貿易法の他、反不正当競争法に基づくものとされている。特別の「営業秘密」の定義はないため、反不正当競争法に基づく定義・概念によるものと思われる。

(2) 本法が規制を行うのは、外国の主体（企業・組織・個人）である。外国の主体が国際経済貿易や関連する活動において、中国の営業秘密を侵害する関連行為を行い、かつ、中国の国家主権、安全および発展上の利益を害し又は現実の脅威をもたらす場合に適用されるものとされている。(2 条、3 条 1 項)

(3) 上記の(2)記載の行為があった場合、商務部は、外国の主体に対して、①中国に関連する貨物・技術の輸出入・国際サービス貿易への従事の禁止、②当該主体に対する輸出の禁止、③関係者の入国禁止、④中国での就労禁止・居留資格の取消、⑤過料の賦課等を命じることができる。(5 条)

(4) 商務部は(2)記載の行為があった場合、調査をする権限を有し、外国の主体はこれに協力等する義務を負う（6 条 1 項、2 項）。

3. 反不正当競争法等、私益を中心とする法令との対比

	中国の営業秘密の保護に関する特別規定（意見募集稿）	反不正当競争法
保護法益	国家安全・国家の発展利益	市場秩序維持、営業秘密に関する私益・商業的損害の回復
主体（誰が動くか）	商務部	民間企業・個人（営業秘密の所有者） 市場監督管理部門、人民法院
対象となる侵害行為	外国の主体（企業・組織・個人）による侵害行為	国内外を問わない主体による、営業秘密の侵害行為
法的な解決手段	制裁	民事訴訟、市場監督管理局における行政措置
ペナルティ	中国企業との取引禁止、入国禁止、過料	損害賠償責任、使用差し止め、行政罰（過料、違法所得の没収）

※ 上記の法令は択一的な適用ではなく、双方の法令が適用されうる。なお、上記とは別に刑法に基づき「営業秘密侵害罪」等の犯罪を構成する場合もある。

［原文］保护中国商业秘密特别规定（征求意见稿）

［公布／公表機関］商務部（商务部）

（意見募集期間：2026 年 10 月 26 日～2026 年 11 月 24 日）
執筆担当：日本弁護士　中川 裕茂

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

■ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

■ 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 射手矢 好雄 yoshio.iteya[at]amt-law.com
弁護士 森脇 章 akira.moriwaki[at]amt-law.com
弁護士 中川 裕茂 hiroshige.nakagawa[at]amt-law.com
弁護士 若林 耕 ko.wakabayashi[at]amt-law.com
中国弁護士 屠 錦寧 tu.jinning[at]amt-law.com
弁護士 尾関 麻帆 maho.ozeki[at]amt-law.com
弁護士 横井 傑 suguru.yokoi[at]amt-law.com
弁護士 唐沢 晃平 kohei.karasawa[at]amt-law.com

※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。

■ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

■ ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。